

飯塚市外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱(令和5年飯塚市告示第70号)
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度の<u>2月末日</u>に市内在住の外国人材を雇用している者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の補助対象事業は、市内事業所が外国人材の就業環境、生活の環境の改善及び多文化共生の推進のために行う取組等で、次に掲げるものとする。なお、事業の効果測定を行うため、<u>事業完了日は当該年度の2月末日以降とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助金の支給対象となる事業について、当該年度内に国、都道府県その他公的機関(以下「他団体」という。)から同様の目的の</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度の<u>末日</u>に市内在住の外国人材を雇用している者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の補助対象事業は、市内事業所が外国人材の就業環境、生活の環境の改善及び多文化共生の推進のために行う取組等で、次に掲げるものとする。なお、事業の効果測定を行うため、<u>当該年度の末日をもって事業完了とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助金の支給対象となる事業について、当該年度内に国、都道府県その他公的機関(以下「他団体」という。)から同様の目的の</p>

補助金等を受領した場合又は受領する見込みのある場合において、補助金の額は、補助対象経費から他団体が交付する補助金の額を控除した額の範囲内で市長が定める。

別表(第5条関係)就業環境整備事業、生活環境整備事業及び地域社会共生推進事業の補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費(※1)	内容	補助率	補助限度額
謝金	講師等への謝礼金	2/3以内	150千円/事業者
旅費	講師等の交通費、講習を受ける際の交通費等		
使用料及び賃借料	会場、機材、車両等の借上げ料等		
委託料	外国人材の母国語への翻訳料等		
需用費	消耗品費、材料費、教材購入費、資料印刷代等		
備品購入費	外国人実習生の就業・生活環境の改善に資する備品の購入費		
研修費	資格取得の講習費用に係る費用		
その他経費	市長が特に必要と認める経費		

補助金等を受領した場合又は受領する見込みのある場合において、補助金の額は、飯塚市が交付する補助金の額から他団体が交付する補助金の額を控除した額の範囲内で市長が定める。

別表(第5条関係)就業環境整備事業、生活環境整備事業及び地域社会共生推進事業の補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費(※1)	内容	補助率	補助限度額(※2)
謝金	講師等への謝礼金	2/3以内	①市外支援
旅費	講師等の交通費、講習を受ける際の交通費等		団体を利
使用料及び賃借料	会場、機材、車両等の借上げ料等		用してい
委託料	外国人材の母国語への翻訳料等		る場合:1
需用費	消耗品費、材料費、教材購入費、資料印刷代等		50千円/
備品購入費	外国人実習生の就業・生活環境の改善に資する備品の購入費		事業者
研修費	資格取得の講習費用に係る費用		又は
その他経費	市長が特に必要と認める経費		②市内支援
			団体を利
			用してい
			る場合:3
			00千円/
			事業者

※1 (略)

※1 (略)

※2 支援団体(監理団体・登録支援機関等)を利用しない場合の
補助限度額、150千円／事業者とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。